



違反原因行為と是正指導ってなに??

違反原因行為とは？

トラック運送事業者が法令違反となってしまう原因となる行為
トラックGメンは、以下の行為の疑いをしている荷主等に対して是正指導を実施する



⇒過労運転防止措置義務違反の原因に



⇒下請法・独占禁止法に違反するおそれあり



⇒下請法・独占禁止法に違反するおそれあり



⇒過積載運送の原因に

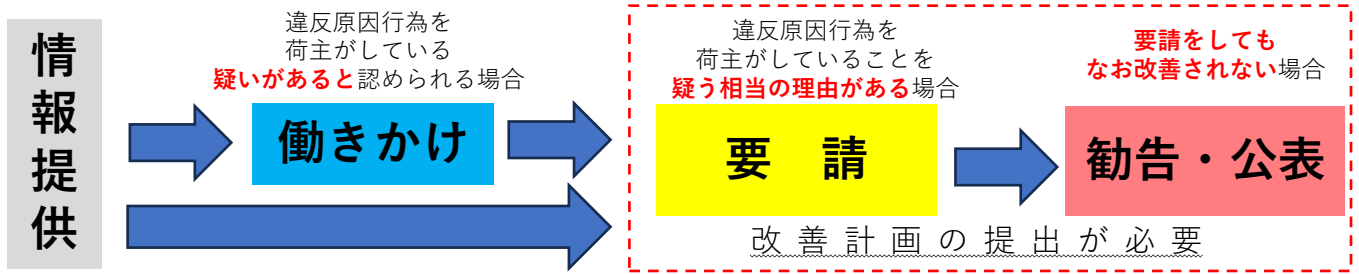


⇒最高速度違反の原因に



⇒輸送の安全を確保するための遵守事項違反の原因に

是正指導の流れ



より詳細な内容を知りたい方は近畿運輸局HPをご覧ください。

HPの閲覧はこちら⇒



※前号（1月,2月号）にて「トラックGメンってどんな人??」、「トラックGメンの業務ってなに??」を掲載しています。

積込先、配送先でのお困りごと、トラックGメンにご相談ください。

※荷主等への対応にあたり、情報提供者を特定する情報（社名など）は、伝えません。

荷主等から情報提供元が特定されないよう配慮します。

公表が規定される勧告の場合を除き、各申告にかかる対応経過は、情報提供者含めご回答いたしかねますのでご了承ください。

【お電話での情報提供・問い合わせはこちら】

近畿運輸局滋賀運輸支局トラックGメン

077-585-7253

目安箱による
情報提供は
こちら ⇒

